

練馬区告示第 403 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
21-261	練馬区	下石神井 六 丁目 494 番 5 地先	変更前	3.63	10.35	—
	練馬区	下石神井 六 丁目 494 番 5 地先 まで	変更後	3.82	10.35	1.91

特別区道路線区域変更図

下石神井 六丁目 地内

縮 尺 600分の1

-
-
-
- 特別区道
 - 区域変更による道路

